

令和元年8月22日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第18号

室長就任のごあいさつ

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室長
竹野 佑喜

7月9日付けで成年後見制度利用促進室長に着任しました竹野と申します。梶野の後任です。私はこれまで、高齢者福祉や障害者福祉を担当した経験はなく、着任以来新たに学ぶことばかりですが、鋭意取り組んでいきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。

認知症の方や、知的障害・精神障害のある方が増加傾向にある中で、権利擁護の手段としての成年後見制度の重要性は、今後ますます増していくと思います。生活に困難を抱える方が、身寄りがないこと等により適切な支援を受けられない中で、成年後見制度の利用が問題解決のための最善の手段になるという状況は、全国どこでも、どのような方にでも起こり得ることです。そのような場合に、速やかに成年後見制度を利用できるような環境を整備しておくことは、行政の重要な役割です。

本年5月に基本計画のKPIが設定され、それが認知症施策推進大綱に盛り込まれ、また、骨太の方針（右参照）にも位置付けられました（参考「[成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIを踏まえた体制整備の推進について](#)」令和元年7月11日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長通知）。このことは、政府全体として強力に取り組を進めていくという方針を改めて明らかにしたということであり、必要な方が成年後見制度を利用できる環境整備を進めていく絶好の機会だと考えています。自治体関係者の皆様におかれましては、是非、自らの自

治体の取組状況を再確認いただければと思っています。

一方で、インターネット上の記事などを見ると、制度への不信も依然としてあることを感じます。不正や濫用を防止し、財産管理のみならず身上保護を重視した制度運用が図られなければ、制度への信頼は深まりません。こうした制度運用を実現していくためには、行政のみならず、司法機関や専門職団体などの様々な主体が一致協力して、継続的に取り組んでいく必要があります。

成年後見制度が有効に活用されるものとなるよう、関係者の皆様と連携しながら、努力を重ねていきたいと思っています。御理解と御協力の程、よろしくお願い致します。

「経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太)」・「認知症施策推進大綱」における成年後見制度利用促進施策について

「骨太」認知症施策推進大綱における成年後見制度利用促進施策について

<p>○経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日 閣議決定)</p> <p>(7)暮らしの安全・安心</p> <p>⑥ 共助・共生社会づくり (共生社会づくり)</p> <p>「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症と共生する社会づくりを進める。また、成年後見制度の利用を促進するため、関係者による、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的に推進する。</p>
<p>○認知症施策推進大綱(認知症施策推進関係閣僚会議 令和元年6月18日)</p> <p>④ 成年後見制度の利用促進</p> <p>○ 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるように、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関(権利擁護センター等を含む、以下同。)の整備や市町村計画の策定を推進する。</p> <p>○ 成年後見人等の利益や生活の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。また、「任意後見(補助)」「信託(制度)の広範な相談体制の強化」や、市町村等による市見後見人・後見後見人への専門的スキルアップ体制の強化を図る。</p> <p>○ 後見等の業務の適正に行うことができる法人を確保するため、(1) 市町村の取組を支援する。</p> <p>KPI/目標</p> <p>○ 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核機関を整備した市町村数 全1741市町村 ・中核機関において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等)により相談や手続支援を実施を行っている市町村数 2000市町村 ・協議会等の各団体を設置した市町村数 全1741市町村 ・市町村計画を策定した市町村数 全1741市町村 ・研修を受講した中核機関職員や市町村職員等の数 3500人 ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県数 全47都道府県

(↑画像をクリックすると画像が拡大します。)

「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」(骨太方針2019) (内閣府 HP)

➤ 本号の掲載内容

1. 市町村セミナーを開催しました
2. 各地の取組を紹介します

1. 344名が参加！市町村セミナーを開催しました

令和元年7月17日（水）、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（ニュースレター第16号（令和元年6月7日発行）参照）（以下「国ガイドライン」）と、「成年後見制度利用促進における中核機関の整備と市町村計画策定の推進等」をテーマとして、市町村職員セミナーを開催しました。

プログラム

研究報告	○国ガイドライン作成についての報告	山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座・教授 山縣然太郎氏
実践報告	○半田市の地域包括ケアへの取組 （「『身元保証等』がない方の入院・入所にかかるガイドライン」作成について）	半田市地域包括支援センター 副センター長 對馬清美氏 半田市福祉部高齢介護課 主査・保健師 木村智恵子氏
	○医療機関における身寄りがない人への支援 ～MSWの取組～	公益社団法人日本医療社会福祉協会 社会貢献部担当理事 染野貴寛氏
行政説明	○成年後見制度利用促進における中核機関の整備と市町村計画策定の推進等	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室

まず、山縣教授の研究報告では、研究代表者としての立場から、国ガイドラインの位置付けや概要・ポイント、研究の背景、国ガイドライン作成の前提となった各調査の概要・結果などについて、報告がありました。国ガイドラインは、主に医療機関で働く職員に向けて作成されたものですが、それ以外にも、本人を支える支援者の方々には幅広く参考にしていただきたい内容となっています。山縣教授も、「今後は、国ガイドラインを基に、各医療機関任せにするのではなく、自治体を中心となって、身寄りがなくても安心して必要な医療を受けられる環境が整うよう地域連携を深めていくことが望まれる」旨を述べて、研究報告を締めくくられました。

次に、半田市においては、「『身元保証等』がない方の入院・入所にかかるガイドライン」（以下「半田市ガイドライン」）を作成しており、その作成経緯や内容等を中心に、地域包括ケアへの取組についての実践報告がありました（なお、半田市ガイドラインは、国ガイドラインの作成の際にも参考とされています。）。「保証人がいないことで入院・入所を拒まれる」、「身寄りがない人の入退院に支障が出ている」などの現場の声をきっかけとして、地域包括支援センターから地域包括ケアシステム推進協議会に検討すべき地域課題として提案があり、個別事例の分

析等を経て半田市ガイドラインを作成した状況等について、報告いただきました。

また、（公社）日本医療社会福祉協会からは、「医療機関における身寄りがない人への支援」として、医療ソーシャルワーカーが身寄りのない人への支援や成年後見制度等などのようにして関わってきたか、実態調査の結果等も踏まえた実践報告がありました。今後、国ガイドラインに盛り込まれている「支援シート」を活用することなど、これからの取組についても紹介いただきました。

当室からは、成年後見制度利用促進における中核機関の整備と市町村計画策定の推進等について[行政説明](#)を行いました。今般、新たに成年後見制度利用促進基本計画に係るKPIを設定したこと、成年被後見人等に係る欠格条項を削除する法律が成立したこと等、最近の国の動きについても紹介しました。

[成年後見制度関係資料集](#)も配布しています。ホームページ上からご覧いただけますので、ぜひ参考にしてください。

成年後見制度利用促進に関する施策に関しては、今後とも、各種のセミナーや研修等で関係者の皆様に説明してまいりたいと考えていますので、是非とも積極的な参加をお願いします。



2. 各地の取組を紹介します

山形県成年後見制度利用促進研修会に参加させていただきました

山形県では、令和元年7月時点で山形市及び天童市に中核機関が整備されています。今回はその山形県の研修会に参加させていただきましたので、当日の様子をレポートします。
(文責：利用促進室)



==== 研修会概要 =====

日時：令和元年5月15日（水）13時~16時35分

場所：山形県建設会館1階 大会議室

参加者：市町村職員、社会福祉協議会職員、社会福祉法人等

- 内容：・概況説明（山形県）
 ・成年後見制度利用促進に関する国の動き（厚生労働省）
 ・制度の利用状況（山形家庭裁判所）
 ・事例発表：岩手県二戸地域の取組
 ・意見交換

====

山形県では、人口に占める高齢者の割合は、2040年には41%になると見込まれ、高齢者の約20%が認知症になる可能性があるとしています。家庭裁判所からは、成年後見制度の利用状況として、近年は年間約250件程度の申立件数で推移していることや、全国的な傾向と同じく70%超が第三者である後見人等が選任されているとの報告があり、自治体、専門職団体、家庭裁判所が認識を共有して地域連携ネットワークの体制を作っていくことが重要であることが確認されました。

岩手県二戸地域の事例発表では、（前）一戸町健康福祉課主幹 兼 課長補佐 兼 地域包括支援センター所長の上山正幸氏から、「行政が主導で取り組んでいかなければ！」という市町村の意識が重要であるとして、その上で、一戸町の取組のポイント（以下の①~③）が紹介されました。

- ① 地域連携ネットワークの基盤は、まず、役所内部の連携が重要であるとして、役所内の縦割りの壁をなくす取組を行ったこと
- ② 次に、支援が必要な人の発見よりも、地域の関係者で成年後見制度に熱意のある人を発見することがまず重要であること（いい意味で「うるさい人」を巻き込むこと）
- ③ 内部連携から熱意ある人たちと外部連携（地域での顔の見える関係）を強化していくこと

さらに、上山氏から中核機関の立ち上げに係る取組の詳細、具体的な事業等の紹介がありましたが、市町村（行政）の役割としては、「お金の用意」と他職種連携の「チームを作るきっかけを用意」することが重要であるとして、事務のプロとして有利な財源を見逃さないこと、首長の名で地域の関係者に声を掛けて顔の見える関係を作り、「ケア会議」を開いていくことを強調されていたことが印象に残りました。

また、NPO法人カシオペア権利擁護支援センター所長の小野寺幸司氏からは、二戸地域における権利擁護支援体制の形成過程について紹介がありました。地域の有志で始めた権利擁護の推進の取組ですが、成年後見に関するニーズ調査、相談機関における成年後見に関する相談状況調査、生活保護受給者に対する成年後見制度に関する調査報告書等から、①制度啓発の必要性、②相談・支援の体制作り、③受け皿作り、といった権利擁護支援に関する課題が見えてきました。こうした課題に対応し、権利擁護に関する総合相談支援機能を確保するため、同センターが平成24年に設立されました。

同センターでは、市町村事業として、成年後見利用相談支援や研修、啓発、申立て手続き支援、市民後見人養成、サポート事業等を行うほか、法人後見事業やネットワークの開催など、地域の関係者と連携しつつ権利擁護支援に取り組んでいます。二戸地域では利用促進法以前から、地道で着実な取組を進めてきており、これまでの取組を踏まえ、基本計画に掲げられた「中核機関」の機能との整理も行っています。地域の権利擁護支援体制づくりは、地域共生社会の実現に不可欠のものであるとの認識で取り組まれており、こうした考え方が他の地域でも広がることを期待されます。

特に高齢化や人口減少が進む地域における広域での取組として、これから検討を進める地域への参考になります！



成年後見制度利用促進基本計画に書かれているとおり、制度利用促進の取組を進める上で、都道府県の役割は重要であり、管内市町村の体制整備推進の主導的な役割を担うことが期待されます。
 本号では、都道府県及び都道府県社会福祉協議会の取組をご紹介します。

北海道社会福祉協議会に、成年後見制度推進バックアップセンターが開設されました

北海道は179市町村という多くの市町村数と広域性、人口減少や過疎化という背景もあり、後見人等を受任する専門職不足という課題を抱えています。

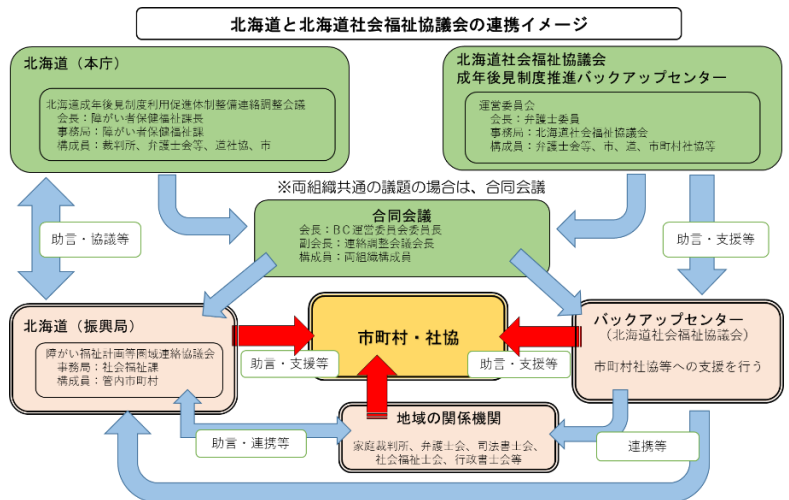
専門機関や専門職が少ない地域にニーズに応える形で、道内の31%（平成30年度）の市町村社協が法人後見実施体制を整備して取り組んでいます。

また、後見実施機関等も平成30年4月1日現在58カ所（81市町村）で設置され、その98%が市町村社協委託となっており、今後も、市町村と市町村社協が協働で取組むことが重要であることから、北海道社会福祉協議会は、北海道と連携し、中核機関の設置や地域連携ネットワーク、法人後見受任体制の整備を行う市町村社協や市町村等からの相談に応じるとともに、関係機関等の連絡会議や専門職・担い手の研修、実態調査や情報提供、助成事業など、総合的な支援を一元的に実施する「成年後見制度推進バックアップセンター」を令和元年6月18日に設置しました。

北海道と道社協の連携について

地域における総合的な権利擁護体制の構築を進めていくためには、北海道と道社協、関係機関等が共通の目的に向かって進めていくことが重要で、北海道と道社協のバックアップセンターが、共通の議題について合同会議を開催し、今後の取組や支援方法の共通認識を図っていくことが北海道の大きな特徴となっています。

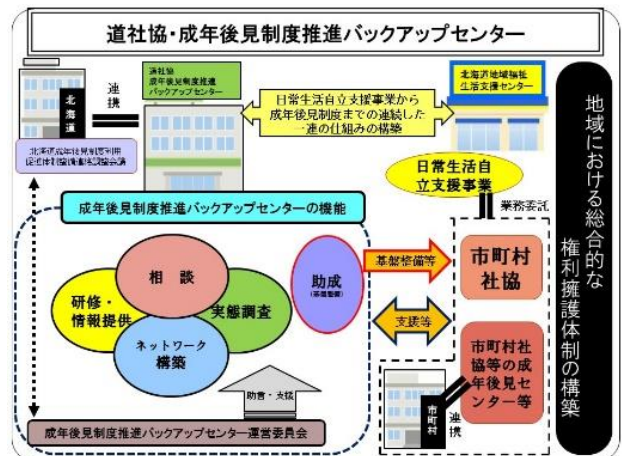
具体的支援においても、合同会議の方向性に基づき、道内14エリア単位の北海道（振興局）や道社協（地区事務所）、関係機関の支部組織が連携して関わる仕組みを進めています。



センターの5つの機能

運営委員会はセンターの適切かつ効果的運営を図るとともに、次の5つの機能を委員がチーム方式で担っていきます。

- ① 実態調査
- ② ネットワークの構築
- ③ 研修・情報共有
- ④ 相談支援
- ⑤ 助成事業



こうした総合的・一元的な支援が実施されると、市町村も地区社会福祉協議会も、取り組みやすくなると思われます。

法人後見のマニュアルや手引きをご紹介します！

新潟県と新潟県社会福祉協議会が「[法人後見業務マニュアル](#)」を3月に改訂しました。法人後見を考える際に検討事項となる「後見業務に関する保険の加入について」「寄付金について」等参考になるポイントについても解説されているマニュアルです。

特に、財源確保と受任方針については、「案1 後見報酬を主体とする運営」「案2 行政支援・寄付金などを主体とする運営」の2つについて、受任方針を考える上でのポイントが整理されており、長所と短所が提示されています（p.19）。

p.20からは案1、案2についての法人後見の年間収支（モデル試算）や、案2から案1に移行していく場合に何年で、受任件数が何件くらいでどのような試算が考えられるかのパターンも掲載されていて、参考になります。



埼玉県社会福祉協議会は、「[市町村社協における法人後見業務の手引き](#)」を改訂しました（第3版）。法人後見の業務内容について解説されており、「利益相反の事例」「利益相反が懸念される場合の対応例」「留守宅管理ではこんなこともやっています」等の【参考】記事や事例をおおし、具体的理解が進むように書かれています。

また、「被後見人等が生活保護受給者であった場合の報酬について」や「意思決定の支援について」「身上保護において事実行為は絶対に行わないものなのか?」「墓じまいに関する基本的理解と後見人等の対応について」などの【コラム】が掲載されているのも特徴です。

これから法人後見を始めようとする団体、機関だけでなく、成年後見人等の業務について知りたいという方にも役立つ手引きになっていると思われます。



中核機関としては、法人後見を実施することが必須事項とされているわけではありませんが、法人後見を実施している機関・団体が中核機関となる場合には、法人後見業務の経験を活かして支援を行うことができるというメリットが考えられますし、「後見の受け皿」を確保するとの観点からは、中核機関として法人後見を担う機関・団体の立ち上げ支援などに取り組むことも重要であると考えられます。

市民後見人の活用との関係では、法人後見受任機関が後見等監督人を引き受けることにより市民後見人の選任を促進することが考えられる一方で、こうした法人後見監督がなくとも市民後見人を選任している地域もあります。地域の実情などを踏まえて、法人後見の取組を進めていただければと思います。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索

